

# 令和6年度 定例監査実施結果[上期分]

## 1 監査対象機関数

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
人口減少危機対策本部事務局	2			2
感染症対策センター	1			1
知事政策局	9			9
D X ・ 情報政策推進統括官	1			1
県民生活部	6			6
多様性社会・人材活躍推進局	2			2
総務部	9			9
防災局	3			3
福祉保健部	7			7
子育て支援局	2			2
林政部	5	4		9
環境・エネルギー部	4			4
産業政策部	4			4
観光文化・スポーツ部	7			7
農政部	9	4		13
県土整備部	16	8		24
出納局	3			3
企業局	3	4		7
教育委員会	9			9
議会事務局	1			1
行政委員会	3			3
警察本部	29			29
合計	135	20	0	155

## 2 監査対象期間

令和5年度

## 3 監査実施期間

令和6年4月18日～令和6年9月9日

## 4 監査方法

山梨県監査基準に準拠し、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿、証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項(以下「重点事項」という。)を定めて監査を実施しており、今年度は「産業廃棄物の処理に係る事務は適切に行われているか」を重点事項と定めた。

## 5 監査結果区分

定例監査結果は、次のとおり区分した。

区分	摘 要
指摘事項	法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
指導事項	指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
注意事項	不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

## 6 処理方法

指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。

また、監査対象機関等に対しては、文書で通知のうえ処理状況の回答を求め、その回答内容についても公表する。

注意事項については、監査対象機関等に文書で通知する。

## 7 監査結果

財務に関する事務及び工事の執行全般について、概ね適正に処理されていたが、一部改善を要する事項が認められた。

指摘事項、指導事項、注意事項の区分ごとの集計は下表のとおりである。

### 令和6年度上期 A

区分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項			1		1				1		3
指導事項		43	6	9	15	15	21		3		112
注意事項		4	11	3		2	16			1	37
合計		47	18	12	16	17	37		4	1	152

### 令和5年度上期 B

区分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項			2	1	1				1		5
指導事項		44	8	16	15	10	15	2			110
注意事項		6	4		1	4	13	3	2		33
合計		50	14	17	17	14	28	5	3		148

### 令和6年度上期と令和5年度上期との対比(A-B)

区分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項			▲ 1	▲ 1							▲ 2
指導事項		▲ 1	▲ 2	▲ 7		5	6	▲ 2	3		2
注意事項		▲ 2	7	3	▲ 1	▲ 2	3	▲ 3	▲ 2	1	4
合計		▲ 3	4	▲ 5	▲ 1	3	9	▲ 5	1	1	4

## 8 監査対象機関ごとの監査結果

別紙1のとおりである。

## 9 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、別紙2のとおりである。

なお、意見の内容について、監査対象機関等に文書で通知し、その回答内容についても公表する。